

東大阪市第3次文化政策ビジョン（素案）におけるパブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する本市の考え方

| 意見<br>No. | 頁数 | 意見   | 本市の考え方  |
|-----------|----|--|---|
| 1         | 全体 | <p>「花園ラグビー場」を「東大阪市花園ラグビー場」に書き換えてください。</p> <p>理由：東大阪市花園ラグビー場条例に名称が定められているため。</p>  | <p>東大阪市花園ラグビー場を含め、東大阪市の施設名に関しては「東大阪市」を割愛しております。</p>   |
| 2         | 全体 | <p>ビジョンの中にスポーツの要素が含まれている<br/>                     スポーツも広い意味では「文化」には含まれるとは思いますが、このビジョンにおいて推進の対象とすべき「文化」にスポーツは含まれるのでしょうか。それを考えるとこのビジョンからはスポーツに関する記述は削除すべきです。<br/>                     このビジョン中の「文化」にスポーツを含めると、仮に文化や芸術への施策を推進しなくてもスポーツを推進することが、このビジョンにおける文化政策を推進することになります。するとこのビジョンで本来進むべき方向や達成すべき目標から外れることにつながります。そもそもスポーツには別の推進計画があるのだから(しかもそこには文化や芸術は触れられていない)、このビジョンに記載する必要はないと考えます。</p> | <p>本ビジョンは、スポーツにかかる個別の事業を推進するためのものではありませんが、文化芸術基本法に基づき、今後の文化芸術の発展のためには他の分野との連携・協働などを進めていくことが重要であると考えています。</p>  |
| 3         | 2  | <p>文化・芸術行政の必然性や根拠を法令等に依拠している</p> <p>市役所が文化・芸術行政を行う根拠として「東大阪市文化芸術振興条例」や「東大阪市文化芸術振興条例」、「東大阪市第3次総合計画」などがビジョンの最初に挙げられている。行政行為や施策には法令や計画の根拠は当然に重要なことだが、この書きぶりでは「法律・条例や計画に挙げられているからやる」と言っているように見えます。法令や計画に従って施策を行うのは当然だが、文化・芸術行政に対して後ろ向きな印象を受けます。所管部署がそのような姿勢では文化や芸術の振興に期待感が持てません。</p>   | <p>本市は、平成20年3月に文化芸術振興条例を制定しておりますが、令和3年3月現在も同趣旨の条例を制定されていない自治体も多く存在しているところです。また、文化芸術の範囲は広く、所管部署のみならず市の様々な部局が関係・連携する必要があること、また文化芸術振興条例に基づき、文化芸術における本市の役割や基本方針（ビジョン）を明確にし、市民や事業者の方とともに推進していく必要があるため、このような表記をさせていただいています。</p> |

| 意見<br>No. | 頁数  | 意見   | 本市の考え方  |
|-----------|-----|--|---|
| 4         | 1 1 | <p>「(6)ゴールデン・スポーツイヤーズ、訪日外国人の増加」を削除してください。</p> <p>理由：<br/>1.市のラグビー事業は、政治・行政・民間事業が進めてきました。市民個人の多くはラグビーを愛好していません。<br/>ラグビー事業を文化政策で行うことは、政治・行政からの独立性を損なっており、アームズ・レングスの原則に反しています。ラグビー愛好者や近鉄ライナーズなど特定の者だけが有利になる事業を、文化政策にすることは不適切です。</p> <p>2.素案の「1 市民の自由を最大限に尊重し、多様性と個を尊重します」(30ページ)に記されたことは、全く正当であり、このとおりに東大阪市政を進めていくべきです。<br/>ラグビー事業を推進する人達はワンチームという用語を使います。この用語は、ワンチームの内側にいる人達だけに有意義であり、外側にいる人達(ラグビーを愛好しない者)には同調圧力がかかり、疎外感をもたらします。<br/>市役所は、市民へのラグビーのプロパガンダや、市立学校においてラグビー教育を行っています。個人の嗜好であるべき趣味(ラグビー)が、公共の目標に位置付けられています。これは、ラグビーを愛好しない者に対して圧力をかける働きがあり、多様性と個を尊重する文化政策になじみません。</p> <p>3.前回の東大阪市政文化政策ビジョン(平成20年3月)には、スポーツに関する定めがありません。<br/>前回は無かったのですから、新たにスポーツを加えることに関して、理由説明が必要ですが、理由説明がありません。</p> <p>4.文化芸術基本法(平成13年法律第148号)第2条第10項に定める関連分野には、スポーツを明示していません。前文や目的にも書いていません。<br/>素案に書かれてある文化芸術基本法に関する文は誤っており、読者に誤った認識を与えてしまいます。</p> <p>5.未来投資戦略2018(平成30年6月15日)には、「訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人(中略)を目指す」(85ページ)など2020年時点での目標値を定めています。<br/>これら目標が破綻していることは明らかです。<br/>目標が破綻した戦略を根拠に東大阪市のまちづくりを進めることは不適切です。</p> <p>6.「大成功を収めた令和元(2019)年のラグビーワールドカップ2019日本大会」の「大成功を収めた」ことを示す東大阪市の公式の証拠(エビデンス)が無いので、このような評価をできません。<br/>「大成功」という言葉は程度の表現としてあいまいです。東大阪市政職員による主観的な思い込みを公文書に記すことはやめてください。</p> | <p>平成29年に改正された文化芸術基本法の改正の趣旨は、「文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするものです。」とされています(文化庁HPより)。スポーツ、特にオリンピックやラグビーワールドカップなどの国際大会は、観光、国際交流、福祉、産業などあらゆる分野に関わるものであり、「スポーツのまち」、「ラグビーのまち」として本市の魅力を発信する大きな機会であるとともに、文化芸術による新たな価値の創出を広く示していく好機でもあると考えていることから、本ビジョンの改定にあたり社会動向の変化のひとつとして記載しております。</p> <p>訪日外国人の増加にかかるご意見については、同頁に注釈を記載しております。</p> <p>また、P.2において、「新型コロナウイルス感染症における今後の状況については不確定要素が大きいため、本ビジョンの改定にあたって感染症の影響は反映せず、・・・」との記載をしております。</p> <p>ラグビーワールドカップ2019日本大会については、公式サイトにおいてテレビ視聴率や試合チケットの販売状況などにおいて、多くの好記録が生み出され、大会の成功が数値で確認できることからこのような表現にしています。</p> |
| 5         | 1 2 | <p>「ラグビーワールドカップ2019日本大会の開催(花園ラグビー場)」及び「ワールドマスターズゲームズ2021関西の開催(花園ラグビー場)」を削除してください。</p> <p>理由：意見No.4の理由のとおり。</p>   | <p>意見No.4の本市の考え方と同様。</p>  |

| 意見 No. | 頁数       | 意見  | 本市の考え方  |
|--------|----------|---|---|
| 6      | 30       | <p>文化や芸術を用いて東大阪市をどのようにしたいのか、効用・効果や「手段」から「目的」へのアプローチが抽象的で明確でない</p> <p>文化や芸術の効用・効果について、<br/>P. 30 「創造性を育み、生きる喜びをもたらすもの」<br/>P. 31 「市民がいつまでも住み続けたい、住んでいてよかった、と思えるように「まちの誇りづくり」」<br/>「東大阪市を好きな人を増やし、…都市文化を育て、都市としてのアイデンティティを高めていきます。」<br/>P. 32 「豊かな感性が育まれるとともにわがまちへの愛着を生み出し、未来を担う子どもたちの成長に大きく役立つと考えます」</p> <p>などと記載されています。<br/>しかし、<br/>・文化や芸術によって「都市イメージやアイデンティティが高い」状態とはどういう状態なのか<br/>・なぜ文化や芸術がなぜにぎわいづくりや未来を担う子どもたちの成長に大きく役立つのか<br/>・創造性や豊かな感性を育み、未来を担う子どもたちの成長に大きく役立ったり、生きる喜びをもたらしたりするには、なぜ文化や芸術でないといけなのか、ほかの要素(スポーツなど)に比べてどのような特長・優位性があるのか</p> <p>が読み取れません。もともと文化や芸術に関心の深い市民にとっては何となくイメージはできるが、おそらく文化や芸術に関心のない市民や職員には届かないばかりか、より敬遠される要素になりかねないのではないか。つまり「わかる人にしかわからない」内容になっているのではないか、ということです。文化や芸術にはどのような性質があり(これをまずは深く分析する必要がある)、そのため文化や芸術に親しむ市民や市内の環境が増えることで市民に(特にこれまで文化や芸術に関心の低かった層に対しても)どのような具体的な効果をもたらし、結果東大阪市がどのようにしていくことに寄与するのか。この点を明確にすべきと考えます。少し前に策定されたスポーツの推進計画の方がまだ具体的に書かれていたと思います(納得できる内容はほとんど無かったが)。<br/>文化や芸術は健康保険や消防、教育等とは異なり、一見して「住民生活に不可欠なもの」でも「市役所がやらなければならないもの」でもありません。その中で、「なぜ市役所が文化・芸術行政を行うのか(行う必要があるのか)」が見えてきません。市役所が文化・芸術行政を行うのはあくまで「手段」であり、その「目的」は「東大阪市が発展・振興すること」であるはず。「手段」が「目的」になってはならないと思います。</p> | <p>本ビジョンの目的は東大阪市の文化芸術の発展、「文化のまち、東大阪市」の推進であることはご意見のとおりであり、その目的を達成するにあたってのビジョンの位置づけ・文化の主体と役割(P. 2～6)、市の現状と課題(P. 8～28)、東大阪市としての文化芸術の基本理念(P. 30～32)、課題に対して市が事業を実施するにあたっての基本方向・施策の柱・数値目標(P. 33～41)、そのための推進体制(P. 44)として構成しております。</p> <p>本ビジョンにおける文化芸術は、誰もが文化芸術を享受できる権利を有するものであること(文化的人権)を基本理念として掲げております。そのため、可能な限り、学術的用語・要素、行政用語などを使用せず、また文章だけでなく、図や写真、グラフなどを用い、行間やフォントを工夫し、文化芸術は難しいものではなく、誰もが参加できる、表現できるものとして、少しでも多くの方に手に取って読んでいただけることをコンセプトに作成いたしました。そのため、抽象的な表現や至らない点があることについてのご意見につきましては、今後の施策立案・検討の参考とさせていただきます。</p> <p>尚、本ビジョンは、文化芸術基本法に基づき、文化芸術が他の分野より優位ということではなく、今後の文化芸術の発展のためには他の分野との連携・協働を進めていくが重要であると考えています。</p> |
| 7      | 34<br>44 | <p>基礎調査や分析に対する今後の政策目標の記載が不適切かつ不十分<br/>P. 22から、重要な基礎調査や分析が行われ、東大阪市内における文化や芸術に関する実態が明らかにされています。しかし残念ながらおおよそ「文化のまち」とは言えない結果が並んでいます。その結果に対する今後10年間の施策目標(P. 34～)が、P. 22からの調査結果とあまりリンクしていないように感じますが、いいのでしょうか。<br/>またP. 44で文化政策の推進イメージが図示されわかりやすいが、これが上手く機能する体制であることが何より重要でありその点に言及すべきです。具体的には適切かつ十分な人材と予算を確保することです。そのどちらもが昨今の情勢では、少ないパイの取り合いになっていると推察されます。しかし今の東大阪市ではおそらくスポーツよりも圧倒的に文化や芸術に対する予算や人材が少ないのではないのでしょうか(しかもスポーツが文化や芸術と比べて政策的優位性が圧倒的にあるとも思えません)。立派なビジョンも人材や予算が確保できなければ「仏作って魂入れず」になります。</p>   | <p>ご意見をいただきました市民意識調査の結果を受け、「東大阪市を取り巻く文化芸術の課題」(P. 27～28)をまとめております。その課題に向け市が事業を実施するにあたっての基本方向・施策の柱・数値目標(P. 33～41)、そのための推進体制(P. 44)をまとめております。</p> <p>P. 44の推進イメージについては、ご意見のとおり体制の構築・推進が重要であることから修正いたしました。</p> <p>人材と予算にかかるご意見については、今後の施策立案・検討の参考とさせていただきます。</p>  |

| 意見<br>No. | 頁数 | 意見  | 本市の考え方  |
|-----------|----|---|---|
| 8         | 37 | (4)子どもが文化芸術に触れる機会の創出<br>小学生、中学生、高校生が音楽の発表できる場を提供するなど、子ども自身が参加できるよう、子どもの活動の場の提供に取り組むことを盛り込んではいかがでしょうか。(そこに専門家が関与していくことも考えられると思います。)  | ご指摘を踏まえ、参加できる機会について追記しました。  |
| 9         | 37 | (5)誰もが文化芸術に親しむ環境づくり<br>多くの市民の方が、多様な文化芸術に親しむため、市内で行われている文化芸術活動を市のウェブサイトで紹介する一方、広くリクエストを募り、専門家の意見も取り入れて、多様な演目、プログラム、展示を考えていきます、としてはいかがでしょうか。  | 情報発信については、柱(3)に関連する評価指標を設定(P.35表)しているため今後実施していくとともに、文化政策を推進していく体制(P.44図)として、専門家の意見や市民等の意見・要望を取り入れ、より効果的に文化政策の検討を実施していきます。 |
| 10        | 38 | 「製造業の事業所密度が全国第1位で」を削除してください。<br>理由：このような理由説明を記していると、仮に将来第1位ではなくなった場合に、「モノづくりのまち」であることの根拠を失うことになります。   | ご指摘を踏まえ、理由となる文章を修正しました。   |
| 11        | 38 | 「、花園ラグビー場が日本初のラグビー専用グラウンドである、日本だけでなく世界に知られるラグビーの聖地であることから「ラグビーのまち」を推進していますを削除してください。<br>理由：意見No.4の理由のとおり。<br>日本初のラグビー専用グラウンドであることが、誇らしいとは思いません。ラグビー愛好者の立場から見れば、日本だけでなく世界に知られるラグビーの聖地かもしれませんが、そうでは無い立場から見れば、どうでも良いことです。価値を感じない事柄を、ありがたいことは愚かしいのでやめて頂きたいです。 | 本市の第3次総合計画に基づき、本ビジョンを改定しておりますが、ラグビーに対する多様な考え方のひとつとして今後の施策立案・検討の参考とさせていただきます。  |
| 12        | 39 | 「「ラグビーのまち」、」を削除してください。<br>理由：意見No.4の理由のとおり。   | 本市の第3次総合計画に基づき、本ビジョンを改定しておりますが、ラグビーに対する多様な考え方のひとつとして今後の施策立案・検討の参考とさせていただきます。  |
| 13        | —  | 東大阪市第3次総合計画とSDGs(持続可能な開発目標)の視点から「緑溢れる自然環境を壊さないモノづくりの街東大阪」を目指したい、その場限りの利益でなく、未来に有益な「創造・流通・廃棄」の各段階で、有害ガスやゴミがでない、環境を壊さない、責任あるモノづくりの都市にするため、大学や地域の研究機関や市民団体と連携してモノづくりを考え推進する。   | 本ビジョンは文化政策における基本理念や施策にあたっての課題・考えなどをまとめたものであり、いただいたご意見は今後の施策立案・検討の参考とさせていただきます。  |
| 14        | —  | 100㎡以上の商業施設・工場・駐車場・住宅地は、敷地の10%を緑地にする。1000㎡以上の大型駐車場は、敷地の30%公園にし、キッチンカーなど営業やフリーマーケットの利用可能に、駐車場側は充電スタンドと太陽発電パネルをセットで設置する。推進策として緑化した土地の固定資産税は削減する。また年に一度、優れた緑化に貢献した施設を表彰し、マスコミにも公開する。   | 本ビジョンは文化政策における基本理念や施策にあたっての課題・考えなどをまとめたものであり、いただいたご意見は今後の施策立案・検討の参考とさせていただきます。  |
| 15        | —  | 東大阪に2年以上の住民一人に1本植樹できる権利を与え、常緑樹(ハイノキ、シラカシ、クロガネモチ、モッコクなど)を住民に近い公園や歩道に植樹する、河川敷などでは、根を張る災害に強い木を選び、植樹する。市のホームページに簡単にCO2排出量チェックできるプログラムを実装、「東大阪植樹募金」をマスコミで大きく宣伝して浸透させる。   | 本ビジョンは文化政策における基本理念や施策にあたっての課題・考えなどをまとめたものであり、いただいたご意見は今後の施策立案・検討の参考とさせていただきます。  |